

# 国際人権法から見ると ～日本の特定秘密保護法は 自由権規約第19条違反！

日時：2014年6月17日（火）16時～17時半

緊急帰国報告： 藤田早苗さん（英国エセックス大学人権センター  
研究員）

ビデオメッセージ：フランク・ラ・ルー氏（国連人権理事会・特別報告者）

発言： 海渡雄一弁護士、議員、メディアなどから。

場所： 参議院議員会館 会議室 B101（地下1階）

2013年12月6日に特定秘密保護法が成立しましたが、この法律は、多くの問題が指摘され今も根強い反対の声、地方自治体からの意見書も続いています。

2014年5月30日、国会による秘密監視機関の設置を目的として、議員の罰則を含む国会法の一部改訂案が、自民・公明の与党単独で急遽提出されました。これには与党内部からも、議員の自由な発言・行動を制限するとの異論もあり。監視ではなく追認機関ではとの指摘もされています。

このたび、ジュネーブからフランク・ラ・ルー氏（国連人権理事会の任命による表現の自由に関する特別報告者）のメッセージを携えて、英国在住の国際人権法の専門家が緊急帰国報告をすることになりました。国際法から見た日本の秘密保護法とは？国連の「市民的、政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）19条違反？政府には履行義務あり？7月の国連、自由権規約委員会の審査とは？などについて、学びます。どなたでもご参加ください。

5月20日”秘密保護法監視は可能か—議員団報告書を踏まえて—“に続いて、同法につき、廃止を含めた今後あるべき方向性を考える第2回学習会です。

【主催】 その後の秘密法ウォッチャーズ 秘密保護法対策弁護士団

【連絡・問い合わせ】 その後の秘密法ウォッチャーズ 090-9333-8807 市原